

長岡市告示第130号

長岡市東山ファミリーランドの管理及び運営に関し令和3年3月31日長岡市告示第173号で告示した内容に以下のとおり変更があったため、長岡市市民野外活動施設条例(昭和62年長岡市条例第23号)第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月25日

長岡市長 磯田 達伸

1 変更する事項

供用期間を定める期間

2 変更内容

変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで